

緊急事態宣言の発令による利用時間の制限等について

令和3年9月10日付け

屋内・屋外施設は、緊急事態宣言の延長により、9月30日（木）までの期間について午後8時以降の利用ができません。

既に予約済みの場合は、午後9時までご利用いただけますが、この期間で午後7時から9時枠を新たに予約することはできません。

皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人さいたま市公園緑地協会